

## ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（国内制限措置の延長と一部変更）

2021年8月30日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、9月6日までとなっています。

■ 1 今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

● 9月1日から商業見本市の開催可。入場には（１）ワクチン接種証明書（完了から14日間経過）、（２）新型コロナウイルス治癒証明書（当初診断から30日後発行・180日後まで有効）のいずれか1つの提示を義務付ける。訪問者は事前電子登録制。主催者は指定の感染防止対策を講じる義務あり。

● 9月1日から屋内の児童遊技場が再開。5平方メートルに児童1人、付き添いは2名まで。付き添い者にはマスク着用義務とともに、（１）ワクチン接種証明書（完了から14日間経過）、（２）新型コロナウイルス治癒証明書（当初診断から30日後発行・180日後まで有効）のいずれか1つの提示を義務付ける（屋外は既に営業しており、現行措置を継続）。

● 現行の観光業、飲食業に加えて、商業見本市、屋内児童遊技場のワクチン未接種の従業員に対し、週2回の検査（ラピッドテスト1回とセルフテスト1回）を義務付ける。

■ 2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210830\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210830_kokunai.pdf)

※国内航空便、フェリーをご利用の際は、必要書類が流動的で分かりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については運航会社にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)